

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます ～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年10月下旬から11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年始めて国民年金保険料を納付された方については、来年の1月下旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問合せください。

国民年金受給資格期間の短縮のお知らせ

平成24年8月10日に「年金機能強化法」が成立し、平成27年10月からは、年金の受給資格期間が、これまでの25年（300月）から10年（120月）に短縮されることが予定されています。

これまで受給資格を満たさなかった方が年金を受給できる場合や、後納制度を利用することで受給できるようになる場合があります。

後納制度および受給資格期間の短縮に関する詳しい内容は、下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問合せください。

◎「国民年金保険料専用ダイヤル」： 0570-011-050

【お問合せ】むつ年金事務所（国民年金課）
住民・環境部門 担当：七戸

困ったら 一人で悩まず 行政相談 『特設行政相談所』を開設します

～10月15日(月)から21日(日)は、『行政相談週間』です～

住民のみなさんが、毎日の暮らしの中で、行政が行う仕事について、苦情や意見・要望などがあった時に、もっとも身近な相談相手になるのは、行政相談委員です。

道路・河川、年金、医療保険、老人福祉、登記、労働基準、雇用保険、自動車検査・登録、窓口サービスなど、行政が行う仕事について、

○苦情を直接申し出にくい ○要望があるが、どこへ話をしたらよいかわからない
○制度や仕組みがわからない ○困りごとがあるが、どこに相談してよいかわからない
など、お気軽にご相談ください。

相談は無料で、相談者の秘密は厳守します。

◇日 時 10月18日(木) 午前10時から午後3時まで

◇場 所 アルサス2階会議室

◇相談担当 行政相談委員 洪田昌平（総務大臣が委嘱）

【お問合せ】住民・環境部門 担当：品田